

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

美里町内の中小企業・個人事業者・農林水産業者のみなさまへ



## 町独自の事業者向け支援給付を行います

新型コロナウイルス感染拡大により、経営に影響を受けている町内事業者を支援するため、対象となる事業主に対して支援金を給付します。令和2年度実施の中小企業・個人事業者支援給付金・農林水産業者支援給付金を受給している方も対象です。

### 給付金額

**上限5万円**（1事業主あたり1回。指定口座への振込となります。）

※令和3年中の売上が令和2年または令和元年より5万円以上減少している場合  
売上減少額が5万円未満の場合、給付金額＝売上減少額となります(1,000円未満切捨て)

### 対象者

#### 1～3全てに該当する事業者

1. 町内に主たる事業所を有し、商工業もしくは農林水産業（※）を生業として営んでいる中小企業・個人事業者

※農業者の場合、下記①～③を全て満たしていること

- ① 町内に住所を有していること
- ② 主な農地が町内にあること
- ③ 令和3年中の農業収入が50万円以上かつ収入全体の5割以上が農業収入であること

2. 新型コロナウイルス感染症による消費の落込み等の影響により、町内事業所等における令和3年中の売上が令和2年または令和元年の売上より減少していること

※法人の場合、直近の事業年度の事業収入が、平成30年7月1日から令和3年3月31日の間にある一事業年度の事業収入より減少していること

3. 町内で1年以上事業を営んでおり、今後1年以上事業を営む予定であること。

◎下記に当てはまる法人等は対象外となります。

〔 社会福祉法人・医療法人・NPO法人・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人  
公益財団法人・学校法人・有限責任事業組合 〕

### 申請受付期間

**令和4年4月11日（月）～令和4年8月31日（水）**

（申請状況により変更となる場合があります）

申請方法・提出書類については、裏面をご確認ください。

## 申請方法

下記書類を、農林商工課まで原則「郵送」で提出してください。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でお願いします。切手等をご用意をお願いします。なお、申請書類の返却は行いませんのでご注意ください。

**送付先** 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1  
美里町役場 農林商工課 事業者向け支援給付金担当あて

◎申請書類の配布・受付は、美里町商工会でも行っています。(平日午前9時～午後5時)

## 留意事項

- よくある質問もご確認ください。
- この給付金は、所得税の課税対象収入となります。
- 下記の場合は支給対象外となります。
  - (1) 宗教上の組織もしくは団体
  - (2) 国・県・町等から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている事業者
  - (3) 上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らし適当でないと町長が判断するもの



## 提出書類

### 個人・法人共通

- 申請書（美里町役場ホームページからダウンロード可能）
- 振込先口座が分かる通帳の写し（申請者と同一名義のもの。通帳を開いた1, 2ページ目など口座番号と口座名義人フリガナの確認ができるもの。）



### 個人の場合

- 令和3年分の確定申告書第一表(※)と、青色申告の場合、所得税青色申告決算書 白色申告の場合、収支内訳書の控え
- 令和2年分または令和元年分の確定申告書第一表(※)と、青色申告の場合、所得税青色申告決算書 白色申告の場合、収支内訳書の控え
- 本人確認書類の写し  
(運転免許証やマイナンバーカードなど)

### 法人の場合

- 直前の事業年度の確定申告書別表一(※)及び法人事業概況説明書(両面)の控え
- 平成30年7月1日から令和3年3月31日の間にある一事業年度の確定申告書別表一(※)及び法人事業概況説明書(両面)の控え

※…収受日付印が押印されているもの。e-Taxによる申告は「受信通知」を添付すること

## 問合せ先

美里町役場 農林商工課 産業振興係 TEL:0495-76-5133

美里町役場ホームページ <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

